

令和4年12月1日
大阪北部農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、「食と農を基軸とした協同組合」としての事業活動によるJAファンづくりと、組合員・地域住民に愛される組織基盤づくりを目指すことを理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) 金融商品のご提供に際しては、お客さまの最善の利益を最優先に考え、お客さまの多様なニーズにお応えできる商品を選定します。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

- (2) 金融商品の選定にあたっては、次の観点からお客さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適正」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

【原則2本文および(注)、原則6本文および(注2、3)】

<セレクトファンド選定基準>

①長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。
(テーマ型ファンドでないこと)

②手数料

手数料が良心的な水準であること。

③運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

④将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

⑤運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、お客さまのリスク許容度を確認し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせてお客さまにふさわしい商品をご提案します。

【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

- (2) お客さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。

【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 3)】

- (3) お客さまの投資判断に資するよう、商品リスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

- (4) お客さまが高齢の場合等においては、支店役席者等の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、お客さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。

【原則 2 本文および(注)、原則 6 本文および(注)】

- (5) お客さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、お客さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております。

【原則 2 本文および(注)、原則 6 本文および(注 1～5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および(注)】

- (2) 金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益とお客さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。

【原則 4 本文、原則 5 本文および(注 1～5)】

4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) お客様の多様な資産運用ニーズに応じ、適切な提案を行うことができる高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

- (2) お客様への適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。

【原則6(注5)、原則7】

<推奨している外部資格>

証券外務員1種(対象 信用担当全職員)

内部管理責任者(対象 信用担当管理職全員)

FP2級技能士(対象 信用担当全職員)

- (3) 業績の評価にあたっては、「手数料収入への貢献度」ではなく、顧客ニーズに沿った商品販売を行った結果としての「預かり資産残高」の他、「提案プロセス」を評価材料としております。

【原則7本文および(注)】

- (※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。